二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年十一月十日

○近畿地方整備局告示第百四十七号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号及び三百三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市木之本町大音字工藤一八七〇番地先から同市木之本町大音字堂前一六三九番まで	前	一二・九〇～三二・二六メートル	〇・三九〇キロメートル
	後	一五・九六～六〇・六八メートル	〇・三九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十八号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年十一月九日　近畿地方整備局長　池田　豊人
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十九号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年十一月九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	尼崎市東本町一丁目七一番四から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月九日

国会事項

衆議院

質問書提出

　十一月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
外交交渉の秘密と国民主権に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
日印原子力協定に付随する別文書に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
駆けつけ警護の英訳に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
首相夫人の大麻についての発言に関する質問主意書（大西健介提出）
今国会における所信表明や代表質問等での政府答弁に関する質問主意書（仲里利信提出）
ＴＰＰを含む多国間条約における条約の直接適用可能性（裁判規範性）についての政府の認識及び見解に関する質問主意書（福島伸享提出）
今後の経済見通し等に関する再質問主意書（辻元清美提出）

議事日程

　十一月八日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第八号
　平成二十八年十一月八日（火曜日）
　午後一時開議
第一　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　教育公務員特例法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第八　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第九　パリ協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）
第十　環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第百九十回国会、内閣提出）
第十一　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第百九十回国会、内閣提出）

参議院

議案付託

　十一月七日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案（閣法第八号）
　経済産業委員会に付託

議案送付（予備審査）

　十一月七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）
国家公務員法の一部を改正する法律案（浅田均外一名発議）
地方自治法の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）
歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（浅田均外一名発議）
道州制への移行のための改革基本法案（藤巻健史外一名発議）
消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案（浅田均外一名発議）
電波法の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）
医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案（浅田均外一名発議）
医療法等の一部を改正する法律案（藤巻健史外一名発議）
世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案（浅田均外一名発議）
災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案（藤巻健史外一名発議）